

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

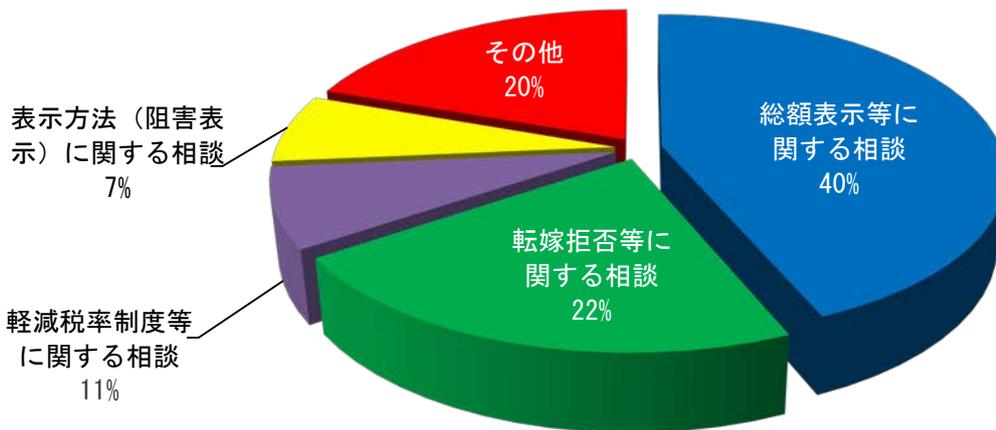
消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 4 月（4/1～4/30）の相談対応状況は以下のとおり。

なお、平成 28 年 4 月から相談件数の集計に当たって、新たに軽減税率制度の概要に関する相談カテゴリーを追加している。

1 相談件数

4 月の相談件数：電話 73 件、メール 14 件

【相談内容（全 87 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者である。「本体価格〇〇円＋税」という表示は、最終的に支払う価格が一見して分からないので、好ましくないのではないかと。

A. 消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。この特例は、消費税率の 2 度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 6 件

※2 うち総額表示に関する相談が 20%、消費税一般に関する相談が 80%

Q. 飲食店のメニューの価格表示について税込か税抜かについて明らかにしておく義務はないのか。

A. 飲食店事業を行っている課税事業者が消費者に対してメニュー表で価格を表示する場合は、税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項により、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

したがって、課税事業者が総額表示義務の特例により、税込価格を表示しない場合には、例えば、「〇〇円(税別)」、「〇〇円(本体価格)」のような誤認防止措置を講じる必要があります。

Q. 店舗等の賃貸借事業を営む事業者である。消費税率10%引上げ前に平成29年4月以降の数年間分の月極の賃借料を店舗等の借手事業者から前払いで受領することとした場合、当該取引に適用される消費税率はどうなるのか。

A. 消費税の適用税率について、平成29年4月1日以後に行われる店舗等の賃貸借取引などの資産の貸付けに係る取引については、原則として、10%の消費税率が適用されますが、一定の要件を満たす場合、経過措置が適用され8%になる場合もあります。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 買手である。売手が、個々の商品の納入単価(税込)について1円未満の端数を四捨五入している場合がある。当社(買手)としては1円未満の端数を切捨てて処理した納入単価をベースに取引価格を定めたいと考えているが、売手に対して「納入単価(税込)について、1円未満の端数は切り捨てて定めたい」と要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)に支払う額(総額)について、1円未満の端数を切り捨てたとしても消費税転嫁対策特別措置法上問題とはなりません。

しかし、納入単価について、1円未満の端数を切り捨てる行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題となり、四捨五入によって切り捨てる場合であってもこの考え方が当てはまります。

したがって、特定事業者(買手)が特定供給事業者(売手)に対して、「納入単価(税込)について、1円未満の端数は切り捨てて定めたい」と要請することは、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 軽減税率制度等に関する相談

Q. 店頭で販売されている新聞は、軽減税率の対象となるのか。

A. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

このため、店頭における新聞の販売など定期購読契約に基づかない新聞の譲渡は軽減税率の対象とならないとされています。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。